

石炭非常増産対策実施に關し推進機關
設置の件

(昭和二十一年三月三日商工省)

曩に閣議決定を見た「石炭非常増産対策要綱」の実施に當り其の根本的な狙いである炭砒經營の徹底的改善合理化と廿四時間制の完全実施とを急速に實現して石炭の増産を圖るためにはどうしても此際本対策に協力し眞に救國の念に燃えた炭砒經營者及従業員を中心とし石炭に關係ある民間機關並に關係官廳等の代表を加えた左の強力な実施推進機構を中央及地方に設置して之を中核として推進する必要がある。

(一) 中央(東京)及地方(福岡、札幌、平、宇部)に石炭非常増産対策委員會(假称)を設置する。
委員會には事務局を置く。

(二) 右委員會の委員は炭砒經營者及従業員の代表及石炭に關係ある民間機關及關係官廳の代表等を以て組織する。

(三) 右委員會に於ては「非常増産対策要綱」の趣旨の徹底と其の具体化に關する推進事務を――取扱ふものとする。